

(郡山市元気な遊びのひろば条例の一部改正)

第58条 郡山市元気な遊びのひろば条例(平成23年郡山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 ひろばの事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>屋内における子どもとその保護者の遊び場</u>(以下「<u>遊び場</u>」という。)の提供</p> <p>(2) <u>子どもの食育の推進に関する活動をする場</u>(以下「<u>食育の場</u>」という。)の提供</p> <p>(3) <u>子育てに資する活動、研修等に使用するための施設</u>(以下「<u>セミナー室</u>」という。)の提供</p> <p>(4) <u>子育てに関する情報の収集及び提供</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業</u>(<u>使用者の範囲</u>)</p> <p>第4条 ひろばを<u>使用</u>することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>遊び場及び食育の場においては、小学生</u>(義務教育学校の前期課程の児童を含む。)以下の者及びその保護者</p> <p>(2) <u>セミナー室においては、子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第6条・第7条 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 ひろばの事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 屋内における子どもの遊び場の提供</p> <p>(2) <u>子育てに関する情報の収集及び提供</u></p> <p>(3) <u>子育てに資する活動、研修等に使用するための施設、設備等の提供</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業</u>(<u>利用者の範囲</u>)</p> <p>第4条 ひろばを<u>利用</u>することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 小学生(義務教育学校の前期課程の児童を含む。)以下の者及びその保護者</p> <p>(2) <u>子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(<u>使用者の範囲</u>)</p> <p>第6条 <u>セミナー室を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>市内で子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体</u></p> <p>(2) <u>その他市長が適当と認める者</u></p> <p>第7条・第8条 (略)</p>

(使用料)

第8条 遊び場の使用料は、1回の使用（1入場当たりの規則で定める使用時間内での使用をいう。）につき、1人当たり200円とする。

2 前項の規定にかかわらず、満1歳に満たない者は無料とする。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、遊び場の使用ができなくなったとき。

(2) その他市長が特別な理由があると認めたとき。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第11条～第15条 (略)

(使用料)

第9条 ひろばの使用料は、無料とする。

第10条～第14条 (略)